平成２２年（フ）第２２７１号
横浜市鶴見区馬場５丁目13番39号　リバティ馬場102号
債務者　倉田ハツ子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２７２号
横浜市神奈川区新子安１丁目42番８号　アーバンヒルズ新子安104号
債務者　倉田　貴正
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３７３号
神奈川県大和市下鶴間2791番地45　みのる荘Ｂ－３
債務者　小松　利夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４０６号
横浜市旭区本宿町６番地３　神奈川坂荘Ｂ201
債務者　田中　雄二
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３７号
栃木県宇都宮市西川田６丁目６番７号　西川田グランドハイツ205、前住所茨城県古河市東本町１丁目12番24号　アイディーコート古河1102
債務者　福田　文彦
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８６号
栃木県真岡市並木町３丁目31番地５　並木フレンドハイツ101号
債務者　坂本　和彦
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１１号
栃木県宇都宮市新里町丁459番地１、前住所栃木県宇都宮市野沢町628番地５
債務者　鈴木　正人
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１５号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙3968番地54
債務者　髙﨑　道雄
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１６号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙3968番地54
債務者　髙﨑　榮子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１７号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙3968番地54
債務者　高崎　智則
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２０号
栃木県宇都宮市駒生町1639番地13、前住所栃木県宇都宮市北一の沢町11番９号
債務者　増渕　秀夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２１号
栃木県宇都宮市駒生町1639番地13、前住所栃木県宇都宮市北一の沢町11番９号
債務者　増渕　良子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３４号
栃木県宇都宮市御幸本町4870番地　アロマテラス104、前住所栃木県宇都宮市緑３丁目26番12号
債務者　坪水　政樹
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３５号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町136番地106
債務者　渡辺　和子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３６号
栃木県宇都宮市三番町１番４号　リブポート宇都宮810、前住所栃木県宇都宮市星が丘１丁目１番30号　コーポ・コーベルⅡ301号
債務者　荻野由美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係